

傷病事故発生時の初期対応の重要性について ～被害の拡大を防ぐために～

山口県教育委員会 平成28年5月 改訂

はじめに

学校における危機管理は、幼児児童生徒の事件・事故の未然防止、発生時の即応体制の確立による被害の拡大防止や再発防止を目的とする取組であり、とりわけ、初動（事案発生後約1時間程度）及び初動を含む初期対応（発生後2～3日程度）が大変重要であり、教職員は、事件・事故等に的確に対応することが求められます。このパンフレットは、特に、学校管理下で傷病事故が発生した際の危機管理上の初期対応についてまとめたものです。

第一節 初期対応の重要性とポイント

○なぜ初期（初動）対応が重要なのか

学校管理下で幼児児童生徒の傷病事故が発生した際、教職員が迅速、適切な初期（初動）対応をとることにより、被害の拡大を防ぐことができます。また、保護者等へ早急に連絡し連携を図ることにより、症状の経過観察や心のケア等を含めたより適切な事後対応が可能となります。そのことによって、学校に対する信頼感も高まります。

○学校の安全配慮義務について

判例によると、「教員」には、学校における教育活動及びこれに密接に関連する校内外における幼児児童生徒の生活の安全確保に配慮すべき義務（安全配慮義務）があるものとされ、万一事故が発生した場合には、被害の発生及び拡大を阻止する事後措置義務が、安全配慮義務に含まれるものとされています。

○初期（初動）対応のポイント

<初動対応>

- ① 傷病者の救助を第一に行う。特に、頭部（顔部）、腰部等の傷病が疑われる場合は、救急車の出動要請をするなどし、早急に医師のもとに搬送する。
- ② 速やかに保護者へ連絡し連携を図るとともに、管理職は、直ちに搬送先の病院等へ見舞い、謝罪する。
- ③ 同時に、傷病者本人又は周囲の幼児児童生徒等から、十分に聞き取りを行い、情報を収集する。
- ④ 管理職、担任、養護教諭等で情報を共有する。
- ⑤ 教育委員会へ報告するとともに警察等関係機関やPTAと連携する。

（傷病事故発生時の救急体制 → 第四節）

<初期対応>

- ⑥ 収集した情報を全教職員で共有し、校長のリーダーシップのもと、必要に応じ立入禁止等の措置、児童等への事後指導などの対応を行う。
登下校中の事故も、学校管理下であることを念頭に、適切に対応する。
- ⑦ 必要に応じて、施設の点検を行うなど再発防止に努めるとともに、心のケア等に取り組む。

第二節 初期対応の重要性に対する理解を深めるために

○判例等を活用した校内研修

初期対応の重要性を理解する上で参考となる判例を添付しています。適宜、これらの判例やその他の資料を活用し教職員研修等を実施するなどして、理解を深めてください。

(校内研修の実例 → 第三節)

<参考判例概説>

○速やかな発見・対応について（判例①）

事案概要	県立高校相撲部の夏合宿の練習中に、生徒が熱中症を発症し、急性心不全のため死亡したものの。
争点	練習中生徒の異常な行動を発見した時に、顧問教諭は熱中症の発症を疑い、生徒が熱中症を発症したかどうか確認し、応急措置や病院への搬送等をすべきだったか
裁判所の判断	「顧問教諭は、部員の健康状態に留意し、運動中、部員に何等かの異常を発見した場合、速やかに容体を尋ね、応急措置をとり、必要な場合には医療機関による処置を求めるべく手配する義務を負う」として、顧問教諭の過失を認めた。
望まれる対応	・ 生徒の体調を十分把握し、異常を感じたら、練習を中止させるだけでなく、速やかに応急措置をし、必要により医療機関の処置を求めること。

○発生後の保護者への連絡について（判例②）

事案概要	小学校の体育の授業中、サッカーボールが生徒の目に当たり、網膜剥離のため視力低下の後遺症を負ったもの。事故当時から中学校へ進学し異常が発見されるまで、生徒から特段の訴えがなかった。
争点	事故発生後速やかに保護者へ報告し、保護者の対応を要請すべきだったか。
裁判所の判断	「教師には、事故が発生した後、被害の発生、拡大を防止する事後措置義務があり、事後措置義務のひとつとして、保護者に速やかに事故の状況等を通知し、保護者側の対応措置を要請すべき義務がある」とした上で、担任教諭の過失を認めた。
望まれる対応	・ 事故当時被害が生じていなくとも、後で生じることが否定できない場合は、速やかに保護者へ事故の状況等を説明し、連携を図ること。

○養護教諭の役割、状況の聞き取りについて（判例③）

事案概要	高校の体育の授業中、肩車をしたまま尻餅をついて、腰椎を骨折したものの。
争点	養護教諭は、生徒の負傷の状況、症状を十分把握する職務を尽くしたか。
裁判所の判断	養護教諭の役割として「学校内で傷病が発生した際、発生状況、傷病の内容、程度をできるだけ速やかに認識し、自ら手当をするか、直ちに医師のもとへ移送するか等の判断をすることにある」とし、「それにふさわしい問診等を適切にすべき義務がある」としたうえで、状況等の把握が不十分であるとした。
望まれる対応	・ 生徒が事故の状況等をうまく説明できない場合は、周囲にいた生徒等から聞き取るなどして、事故の状況を十分把握すること。 ・ また、速やかに医師のもとへ移送し、保護者へ連絡すること。

判例 ①	損害賠償等請求事件 千葉地裁昭和62年(ワ)第199号 平成3年3月6日判決
概要	相撲部の夏期合宿に参加した相撲部員(県立高校1年生男子)が、練習中に熱中症にかかり、急性心不全のため死亡した。相撲部顧問の教諭の過失を認め、請求を認容した。
事実	<p>被災者は、昭和61年8月7日午後12時30分ごろ、相撲の合同合宿に参加するため、相撲部顧問(A)に引率されて他校に到着した。被災者の所属する高校からは被災者のみ参加した。</p> <p>被災者は、昼食を摂らずに練習に参加し、校庭で100回四股踏み、道場内で5分間の摺り足、高校生3人及び中学生7人との勝抜戦、高校生10人との10番勝負(同じ相手と10回相撲を行うもの)、大学生5、6人を相手にぶつかり稽古を行った後、ぶつかり稽古の相手の頭を冷やすため、合宿所内の炊事場まで氷を取りに行った。</p> <p>道場に戻ってから、整理運動として四股踏み(50回)を行ったが、足が十分上がらず足許がふらついていて、次に、腰割(10回)を始め途中でやめようとしたが、Aは続けさせた。</p> <p>しかし、被災者は再度途中でやめて道場から出ようとし、Aが制止すると、尻餅を付くように寝ころんでしまった。</p> <p>これを見ていた他校の顧問(B)が注意するため、道場の上り座敷に被災者を呼ぶと、起きあがってよろけるように近づき、上り座敷に手をつけてBに寄りかかるようになり、腰から座り込むように寝てしまい、更に唾を吐いた。Aは、稽古を嫌がりだだをこねていると思ったが、そのまま寝かせておいた。</p> <p>練習終了後、Aは被災者を起きあがらせ道場から連れ出そうとしたところ、被災者は突然走り出してグラウンドで倒れ、再び起きあがるとまた走り出してネット裏付近で倒れた。Aは、バケツ半分くらいの水を顔からかけた後、しばらくしてから日陰になっている体育館北側のコンクリートのたたきに連れて行って寝かせ回復を待った。</p> <p>午後3時40分ごろ、Aが被災者に声をかけたところ、被災者は嘔吐し、更にまわしをとってみると、両手に一杯程度の下痢状の脱糞をしていたので、何らかの異常があると感じた。</p> <p>そこで、Aは他校の生徒2人と被災者の肩を支えてシャワー室に連れて行き、体を洗ったのち、午後4時ごろ病院に診療依頼をし、至急連れてくるように言われたので、午後4時40分ごろ到着した救急車で病院に搬送した。</p> <p>被災者は、午後5時11分ごろ病院に到着し、意識喪失の主訴と脱水症との診断で治療を受けたが、翌日午前4時2分に急性心不全で死亡した。</p>
争点	<p>相撲部顧問(A)の注意義務・過失の有無 <判決要旨> 課外クラブ活動は学校教育活動の一環として行われる以上、学校設置管理者は生徒の生命、身体の安全を図る義務があることは言うまでもなく、課外クラブ活動として行われる合宿においては、学校設置管理者の履行補助者たる顧問教諭は、部員の健康状態に留意し、運動中、部員に何等かの異常を発見した場合、速やかに容体を尋ね、応急措置を採り、必要な場合には医療機関による処置を求めべく手配する義務を負うところ、その具体的な内容・程度は、運動の内容、環境、部員の運動に対する習熟度、顧問教諭のクラブ活動に対する関与の在り方を総合考慮して決せられるべきである。</p> <p>予見可能性がないとの被告の主張の他の根拠については、本件事故発生時の環境は前記のとおり高温多湿で客観的に熱中症発症を予想しうる状態にあること、一般に運動中の生徒が気分が悪くなる、あるいは熱中症になることは決して稀ではなく、相撲についても同様であること、被災者は高校1年生であり部活動に参加して間もないこと、Aに引率されて他校に行ったのであり、平素の体調等を知りうるのはA以外にいなかったこと、相撲は激しい運動であること、被災者が練習をやめたがっていると思わせる言動をとっているのに、Aは特に理由を聞くこともなく練習を続けさせていること及び前記認定の諸事実を総合考慮すれば、Aが被災者の熱中症罹患を本件当時予見しえなかったと認めることはできず、結局、Aは被災者の熱中症を予防するため、同人に異常がないかを注意し、水分塩分の補給を図り、熱中症に罹患した場合、前記応急措置を採る他、意識喪失等更に重度の障害が見られれば、直ちに医療機関へ搬送すべき義務があったものと認めるのが相当である。</p> <p>そして、その時期は、被災者が道場で倒れたりした時点については、被災者が合宿参加を渋っていたこと及び平素も練習を嫌がることがあったことからして、直ちに熱中症罹患を疑うべきであったとは認めえないが、被災者が道場から走り出し倒れた時点については、練習が終わっていた以上、このような行動をする合理的な事情はなかったのであるから、右時点において、Aは前記注意義務を尽くすべきであったとみるのが相当である。</p> <p>しかるに、Aは、日向のグラウンドに少なくとも30分ないし40分被災者を寝かしておき、午後2時ごろに体育館脇のたたきに移動させたが、この間応急措置を行っておらず、被災者の異常に気付いたのが午後3時40分ごろであることは前記のとおりであるから、右事実を考え併せると、稽古中気分が悪くなる者もあるが、1時間程寝かせておけば回復していたというAの経験に照らしても、Aが被災者を寝かせておいた前記の状況及び時間は著しく不適切であったと言わざるをえず、Aには前記注意義務違反があったものと認めざるをえない。</p>

判例 ②	損害賠償請求控訴事件 東京高裁昭和57年(ネ)第922号 昭和58年12月12日判決
概要	<p>体育授業のサッカー競技中、サッカーボールが町立小学校6年生男子の右眼に当たり、外傷性網膜剥離により、視力低下の後遺症を負ったもの。 担当教師の過失を認めたが、過失と損害との間の因果関係を認めず、請求を棄却した。</p>
事実	<p>児童が一団となってボールの取り合いをしているとき、至近距離から児童が蹴ったボールが被災者の右眼に直撃し、被災者は膝をついてゆっくりと倒れた。 担当教師はレフェリーの役をしていたが、被災者の様子に気づき傍らに近寄って「大丈夫か。保健室に行ったらどうか」と声をかけた。 この時、既に被災者は立ち上がっており、顔面に砂が付いていたので、洗顔をさせた上、ボールが当たった付近を見たが、出血、鼻血などの異常は見られなかった。 担当教師は念のため保健室へ行って診てもらおうよう勧めたが、被災者は「眼は大丈夫だからゲームができる」と言って、その後も最後まで元気に試合を続けた。 試合終了後、担当教師は被災者に対し、再度「大丈夫か」と聞き、次の授業開始時にも同様に確かめたが、「大丈夫です」と答え、事故の当日及びその後も、行動、態度等に格別の異常は見られず、被災者から特段の訴えはなかった。 さらに、被災者は、事故後、小学校卒業まで1日も休まず登校した。 しかし、実際には、試合が終わったところから、時折右眼が「チカッ、チカッ」と稲妻が走るような感覚を覚えるようになり、そのような状態が1週間程度続き、その後、顔面の下部、鼻の付近から遮蔽物様のものが次第に上昇してきて、視野を遮るような感覚にとらわれ、事故後1か月ほど経過したときには、右眼は焦点がぼけ、対象を明確に捉えることができない状態となった。 被災者は、右眼の異常を保護者や学校の教師はもとより誰にも訴えなかった。中学進学後、2年生の時に実施された全校生徒の健康診断の際、医師の診断によって発見された。</p>
争点	<p>① 担当教師が、本件事故について経過観察の義務を怠った過失の有無 <判決要旨> 教育に携わる教師は、一般にその職務に必然的に伴うものとして、学校教育の場において、教育活動から生じる危険に対して生徒の安全を保持する義務を負うのであり、この義務は、未然に事故の発生を防止することはもとより、万一、事故が発生した場合は、これによる被害の発生若しくはその拡大を阻止するという事後措置義務をも含むものと解すべきである。 他面において、学校生活は児童の生活部面の一部にすぎないことから、この事後措置義務は学校ないし教師のみで全うしうるものではなく、保護者の児童に対する監護養育義務との密接なかかわり合いをないがしろにすることはできない。 したがって、万一、学校における教育活動の過程で事故が発生し、被害が生じ、被害の発生が予見できる場合は言うに及ばず、現在被害の発生は予見できなくとも、事故の状況から後で何らかの被害が生ずることを否定できない場合は、学校ないし教師はその事後措置義務の一つとして、児童の保護者に速やかに事故の状況等を通知し、保護者の側からの対応措置を要請すべきであると解するのが相当である。 本件事故のために控訴人の右眼には事故後間もなく異常が生じたが、担当教諭が安否を確認しても、控訴人から特段の訴えがなく、その行動、態度等にも格別の変化がみられなかったことから、担当教諭が控訴人の右眼に生じた異常を認識することは不可能であった。 したがって、担当教諭としては、この段階では、前認定の方法による経過観察をすれば足りる。担当教諭は、事故後速やかに保護者に対し事故の状況を通知すべきであったところ、通知義務を怠った過失がある。</p> <p>② 担当教師の過失と事故によって蒙った損害との因果関係の有無 <判決要旨> 控訴人は幼少の頃からサッカーを愛好し、将来はサッカー選手になることを夢み、サッカーの強い上級学校に進学することを希望していた。 しかし、サッカーで負傷したことが保護者に知れば、その希望を阻止されてしまうことにもなりかねないので、自然に治癒することを期待して、保護者はもとより担当教師にも異常を訴えようとはしなかった。 このため、母親は控訴人と生活を共にしながら、中学校の健康診断で医師により発見されるまで、控訴人の右眼の異常に全く気付かず、これに対する対応措置をとらなかった。 外傷性網膜剥離は、患者本人からの訴えがなければ、医師以外の者が眼の異常に気付くことは困難な疾患であり、このような事情を併せ考えると、仮に担当教師からの事故通知があったとしても、控訴人の保護者が控訴人の右眼の異常を発見できたかは疑問である。 また、保護者が事故を知ったとしても、本人から何の訴えもない以上、保護者が直ちに専門医の診断を受けさせるということは期待できない。 控訴人の外傷性網膜剥離の発見が遅れたのは、控訴人がその症状を自覚しながら保護者や教師に訴えようとしなかったためであるというほかはなく、担当教師が通知義務を尽くしていたとすれば、控訴人の外傷性網膜剥離を早期に発見できたと認定できず、通知義務懈怠と控訴人が本件事故で蒙った損害との間の因果関係を認めることはできない。</p>

判例③	慰謝料請求事件 東京地裁昭和57年(ワ)第12373号 昭和63年2月22日判決
概要	<p>体育の授業中、2人1組で肩車をしていた県立高校1年生男子が、相手を肩に乗せたまま腰が砕けて尻餅をつき、第四腰椎圧迫骨折の傷害を負ったもの。 担当教師及び養護教諭の過失を認めず、請求を棄却した。</p>
事実	<p>高校入学後3回目の体育の授業の際、担当教師の指示で、ラジオ体操、腕と肩の柔軟運動、倒立2セットを行った後、スタートダッシュの補強運動として肩車を行った。 被災者が相手を持ち上げる途中、その体重を支えきれず、相手を肩に乗せたまま腰が砕け、2つ折になるようにして尻餅をついた。 その後、スタートダッシュの練習を行ったが、激痛のため30m程しか走ることができなかつたため、担当教師は、保健室へ行くよう指示し、被災者は、肩車の相手と2人で保健室へ行き、養護教諭の手当を受けた。 養護教諭は二人に「どうしたの」と声をかけたところ、授業中に肩車をしていて崩れた旨肩車の相手が答え、養護教諭が「打ったのか」と尋ねると、被災者はうなずいただけで、事故の状況を詳細には説明しなかつた。 被災者に「どこが痛いの」と尋ねたところ、腰部の背骨の上付近に手を持って行き示した。 そこで、養護教諭は、腰部付近の外表を観察したが、皮膚の変色、隆起、腫れなどはなかつた。そして、腰部付近を数カ所指で軽く押して、「押した時痛くないか」と尋ねたが、被災者は痛みを感じなかつたので「痛くない」と答えた。 更に、「無理をしない範囲で動かしてみなさい」と言うと、まず上体を左右に動かしたが痛みを訴えなかつた。次に上体を前後に動かすため前方に曲げようとする、ほんの少ししか曲げることができなかつたが、痛みの増加を訴えることはなかつた。この時、養護教諭が「その姿勢で痛くなるの」と尋ねるとうなずいた。 また、脈拍を調べても異常は認められず、顔色も普通で、表情も特に変わったところもなく、顔を歪めているということも認められなかつた。 そこで、養護教諭は、被災者のけがを単なる打ち身と判断し、腰部に湿布を貼り、2、3日は運動をしたり患部をもんだりなどしないよう注意を与え、更に痛みが続く場合は必ず専門医の診療を受けるよう指示した。 被災者は、授業終了後、自宅へ徒歩で帰り、いったん休んだ後、父親の車で整形外科へ行き診療を受け、医大病院へ行って入院するよう勧められ、医大病院に行き診察を受けた結果、第四腰椎圧迫骨折であることが判明したので、同日入院した。</p>
争点	<p>負傷の状況、症状の把握及び対応措置を誤った過失の有無 <判決要旨> 養護教諭は、医学的素養をもって学校に勤務する教育職員であつて、学校内において要救急事故が生じた場合のその役割は、一般医療の対象とするまでもない軽微な傷病の処置と学校医等専門医の側へ要救護児童生徒を引き渡すまでの処置をすることにある。養護教諭の行う養護診断は、学校内において傷病事故が発生した場合に、その傷病事故の発生状況、傷病の内容、程度をできるだけ速やかに認識し、自ら傷病の手当をするか、緊急なものであつて直ちに医師のもとに移送するものであるか、あるいはその必要がないものであつても家庭へ送り帰り、保護者の保護監督下に置くべきものであるか、あるいは学校の保健室で継続的に観察する必要のあるものであるか、生徒を授業のため教室に帰して良いものかを判断することが第一の目的であり、即ち、その傷病事故の重症度、緊急度を判断するものであることが認められる。 それゆえ、養護教諭の傷病についての判断手続については、一般の医師看護婦が専門的な傷病名や傷病個所の確認、医学的処置をする目的で診察するのは異なり、医学的に十分なものである必要はないが、少なくとも前記判断目的にふさわしい問診、視診、触診を適切に行うべき義務があるというべきである。 「学校における緊急処置の手引」によると、腰背部の打撲等の傷病事故があつた場合には、養護教諭は次のような措置をとることが望ましいとされていることが認められる。 (1) 姿勢、顔貌、意識、呼吸、ショック症状、皮膚の損傷等を観察すること。 (2) <u>本人または目撃者より受傷の時期、受傷部位及び受傷原因を聴取すること。</u> (3) 痛み、手足のしびれ、吐き気等受傷性状を確認すること。 (4) 腰背部の触診、打診をすること。 (5) 手足のしびれ、血尿、嘔吐、叩痛を認め胸腰椎の部位の骨折の疑いのあるものであつた時は、固い板に水平仰臥位で乗せ、毛布で保温して安静を保ち、保護者に連絡し引き取らせるか、直接医療機関に受診させること。 原告らが、授業中に肩車をして崩れて腰背部を打った旨の漠然とした答えをただけであるのに、具体的状況を詳細に尋ねようとせず、顔貌、腰背部等の視診、腰背部の触診をしたのみで、肩に乗せたまま二つ折りになるようにして尻餅をついた状況を把握しなかつたことは明らかである。 したがって、養護教諭として尽くすべき程度に達しておらず不十分であり、職務上尽くすべき救護診断義務を怠つたものといわざるを得ない。</p>

第三節 校内研修の実例

<実例1> (理科実験中の事故への対応について)

はじめに (5分間)

学習場面における危機を想定し、担任として、また学校としてどのように行動すればよいのか、校長から説明。

課題の明確化と対応 (10分間)

演習用事例を読み、どこに問題を感じ、どのように対応すればよいか、各自で考える。

【演習用事例】

A小学校では、理科の実験でアルコールランプを使った5年生の授業が行われていた。机間指導をしていた担任は、実験がうまくいっていない3班の子どもたちの指導に当たっていた。その時、後の子どもたちの叫び声上がり、びっくりした担任が振り返ってみると、実験台の上でアルコールランプが倒れ、その脇で上着に炎が燃え移ったB子が泣き叫んでいた。実験中に同じ班の児童がふざけ合って、たまたまアルコールランプを倒してしまったらしい。

担任はB子の上着を脱がせ、すぐに保健室に連れて行った。騒ぎを聞いた隣の教室の教師が駆けつけ、実験を中断させた。

ちょうど、市教委の会議に出席中だった校長は、教頭から特段火傷もなく本人も元気であるとの電話連絡に対し、B子を保健室で休ませ、保護者には担任から電話で説明の上、放課後帰宅させるよう指示した。

B子が帰宅すると何となく様子がおかしいので、心配した母親が病院に連れていくと、精神的ショックが大きいので情緒の安定を図る必要があると言われた。父親は学校の対応が不誠実だと怒り、知り合いの新聞記者に話をした。

2日後、「事故を隠す学校」という記事が新聞に載った。

グループ別協議 (15分間)

グループに分かれ、各自の意見をもとに、課題を明らかにしその対応を協議する。

全体協議 (20分間)

グループ別協議の内容を報告した後、全体協議の中で問題の所在を明らかにし、具体的な場面でどうすべきだったかを結論づける。

おわりに (10分間)

不測の事態発生時における連絡体制について確認した後、各自で振り返りシートに記入する。



<実例2> (大掃除中の事故への対応について)

事例に対する意見を予めシートに記入

【演習用事例】

大掃除中、HR棟2階の窓を拭くために廊に出ていた1年生の生徒Cが、たまたま通りかかった顔見知りの上級生から「そこから飛び降りてみろ」と声を掛けられ、はじめは躊躇したが、周りにいた幾人かの生徒からも煽られ、その場の雰囲気飛び降りてしまい、腰や足の痛みで動けなくなってしまった。

- ① 現場に居合わせた生徒からたまたま通報を受けたあなたは、どのように対応しますか。
- ② 病院での診断結果は、「入院加療全治3ヶ月」であった。あなたがクラス担任であったとすれば、どのように対応しますか。
- ③ この事案の問題点、課題は何でしょうか。
- ④ 今後、学校として対応すべきことは何でしょうか。
- ⑤ この件について報道(新聞社、テレビ局等)から取材がありました。あなたは教員・学校としてどう対応しますか。
- ⑥ その他の気付き。

グループ別協議、発表

4～5人程度のグループで記入内容を発表・協議し、グループとしての意見をまとめ、グループごとに発表する。

意見全体のまとめ

グループごとの発表をもとに、更に全体の意見をまとめる。

第四節 傷病事故発生時の救急体制

○救急体制の確立について

学校管理下で傷病事故が発生した際、直ちに応急手当を行い、必要に応じて救急車の出動を要請するといった救急体制を、全教職員の共通理解の下、年度当初に確立しておくことが重要です。

また、学校の救急体制が充分機能するためには、保護者や関係機関との連絡体制を整備する必要があります。

○応急手当について

<応急手当の範囲と目的>

応急手当は、救急隊員や医師、医療機関に委ねるまでの間、傷病の悪化を防ぎ、引き続いて行われる専門的処置の有効性を高めるための手だてとして重要であるとともに、傷病者の苦痛を緩和する効果があることから、養護教諭だけでなく全教職員が習得に努め、正しく対応することが望まれます。

特に、養護教諭は応急手当を行う際、傷病者の容態をよく観察し、①重傷度や緊急度の判断、②必要に応じた救急車の出動要請や学校医への連絡・相談、③管理職への報告、④全校体制での適切な対応などに配慮する必要があります。

<重傷度や緊急度を判断するポイント>

- ・ 傷病者本人や周囲の幼児児童生徒等から、傷病発生時刻、場所、部位、様子、原因などの情報（5W1H）を聞き取る。
- ・ 傷病者の体位・姿勢、顔つき、精神状態、顔・皮膚の色、四肢の動き、歩行の様子、瞳孔などを観察する。
- ・ 養護教諭は、それに加えて、触診、聴診、打診、バイタルサイン等の専門的知識と技術を適切に用い判断する。
- ・ 出血やけいれんなどに慌てない。また、出血がないことなどに惑わされない。

<応急手当後の措置判断>

- ① 直ちに救急車の出動要請・心肺蘇生・AEDの使用が必要か。
- ② 学校が医療機関へ搬送する必要があるか。
- ③ 早退させ、保護者へ委ねる必要があるか。
- ④ 保健室での経過観察が必要か。
- ⑤ 教室において、制限を加えつつ、観察する必要があるか。
- ⑥ 通常どおり授業を受けさせてよいか。
- ⑦ 心のケアの必要があるか。

<心肺蘇生法・AED>

心肺蘇生法とは、心臓や呼吸が止まった時に行う救命処置で、胸骨圧迫（心臓マッサージ）、人工呼吸などにより、心臓や呼吸の動きを助ける方法です。

AED（自動体外式除細動器）は、心臓に電気ショックを与え、心臓の動きを取り戻す機器です。2004年7月から一般市民も使えるようになり、学校など公共施設への設置が進んでいます。

教職員は、緊急時に適切に対処できるよう、定期的に心肺蘇生法やAEDの使用方法について研修することが必要です。

○救急車の出動要請について

救急車の出動要請については、意識障害、大出血、呼吸停止、心停止などのほか、特に、頭部（顔部）、腰部等の傷病が疑われる場合など、傷病の程度に応じて迅速・的確に判断する必要があります。

このため、各学校においては、傷病者の生命尊重を第一に、管理職・養護教諭の不在時を含めて、遅滞なく救急車の出動を要請できるよう手順や役割を明確にしておくことが重要です。



参考 関連法令（抜粋）

<p>学校保健 安全法</p>	<p>(危険等発生時対処要領の作成等)</p> <p>第29条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。</p> <p>2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第10条の規定を準用する。</p>
<p>学校保健 安全法 施行規則</p>	<p>(安全点検)</p> <p>第28条 法第27条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期1回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。</p> <p>2 学校においては、必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。</p> <p>(日常における環境の安全)</p> <p>第29条 学校においては、前条の安全点検のほか、設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。</p>
<p>国家賠償法</p>	<p>第1条第1項 国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><昭和62年2月6日最高裁判決></p> <p>国家賠償法第1条第1項にいう「公権力の行使」には、公立学校における教師の教育活動も含まれるものと解するのが相当である。</p> </div> <p>第2条第1項 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【公の営造物】</p> <p>国又は公共団体が特定の公の目的に供する有体物及び物的設備をいい、動産も含まれる。</p> <p>【瑕疵】</p> <p>営造物が、通常備えるべき性質又は設備を欠くこと、すなわち、本来の安全性に欠けている状態をいう。</p> </div>
<p>独立行政法人 日本スポーツ振興センター 法施行令</p>	<p>(学校の管理下における災害の範囲)</p> <p>第5条第2項 前項第1号、第2号及び第4号において「学校の管理下」とは、次に掲げる場合をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 児童生徒等が、法令の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合 2 児童生徒等が学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合 3 前2号に掲げる場合のほか、児童生徒等が休憩時間中に学校にある場合その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合 4 児童生徒等が通常の経路及び方法により通学する場合 5 前各号に掲げる場合のほか、これらの場合に準ずる場合として文部科学省令で定める場合